

第59回中小企業団体全国大会

決 議

全国中小企業団体中央会
都道府県中小企業団体中央会

* 本決議は、平成19年10月25日（木）、東京都墨田区「国技館」において開催いたしました第59回中小企業団体全国大会で決定したものであります。

第59回中小企業団体全国大会決議

～ 中小企業の発展なくして我が国全体の成長なし ～

我が国企業の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を支え、製造業出荷額の5割超、卸売業販売額の6割超、小売業販売額の7割超のウェイトを占めており、まさに我が国経済社会の活力の源、国の礎である。

大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、格差拡大を強く実感している中小企業が多数に上っている。

景気回復の効果を中小企業に広く及ぼし、中小企業が自立的・持続的な成長を目指すことができるよう、政府は積極的な経済対策及び総合的な中小企業支援対策を大胆、かつ、積極的に展開することが必要である。中小企業の発展なくして我が国全体の成長はない。

政府は、全国430万中小企業が、企業家精神を大いに発揮し、生き生きと経営に励むことができるよう、中小企業政策が国の最重要課題であることを再認識し、本大会が決議した下記事項を早急に実現すべきである。

記

I. 生産性向上を目指して頑張る中小企業に対する支援

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善（5ページ参照）
2. 中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充（8ページ参照）
3. 中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開（11ページ参照）

II. 公正な競争環境の整備

1. 不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保（21ページ参照）
2. 下請取引の適正化の推進（23ページ参照）
3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現（25ページ参照）

III. 持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充（33ページ参照）
2. 中小企業金融対策の拡充（37ページ参照）
3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化（41ページ参照）
4. 中小流通業・サービス業振興対策の充実（44ページ参照）
5. 持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策（環境・リサイクル対策支援、災害復旧・復興対策、中小企業BCP策定対策）（47ページ参照）

I . 生産性向上を目指して頑張る中小企業に対する支援

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善

中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。
国・地方公共団体は、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化し、同対策の拡充・強化に万全を期すること。
中小企業組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化

我が国中小企業が創業・経営革新・新連携に果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。

特に、地域経済の活性化を図るため、伝統工芸品をはじめとする地域資源を活用した新たな取組みに対する対策を一層拡充・強化するなど、地域中小企業対策全体を拡充・強化すること。また、中小製造業の競争力の維持・強化及び技術・技能の継承のため、中小企業のものづくり対策を一層拡充・強化すること。

さらに、全国各地の中小企業が事業協同組合等の連携組織に結集して取り組む経営革新・新事業展開等を全面的に支援する中小企業連携組織対策について国・地方公共団体は、中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の機能強化に万全を期すること。

2. 中小企業組合制度のさらなる改善

中小企業組合が創業、新連携等の受け皿として最大限活用できるよう、また、昨今の社会経済情勢の変化に適確に対応するため組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

【背景・理由】

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化

平成19年度中小企業対策費は、前年度当初予算額に対して9億円(0.6%)増の1,625億円となった。中小企業対策費が増額されたのは10年ぶりのことである。

しかしながら、中小企業が創業・経営革新・新連携など、我が国経済活性化のために積極果敢に取り組んでいくためには、さらに中小企業対策予算の大幅増額

など中小企業対策全体を拡充することが必要である。

- * 平成19年度の農業関係予算（農業農村整備事業費、森林水産基盤整備事業費の合計）は、前度当初予算比61億円（5.8%）減少しているが、9,892億円である。
- * 農林漁業の構成比は、全産業の0.4%であるのに対し、農林漁業・公務を除く産業の構成比は、全産業の98.9%であり、このうちの99.7%が中小企業である（総務省「事業所・企業統計調査」（平成18年））。

また、三位一体の改革により、税源委譲に伴い「中小企業連携組織対策事業費補助金（県中央会補助金）」に係る都道府県向け国庫補助金が廃止された。

この間、平成17年には二階経済産業大臣が、平成18年には甘利経済産業大臣が全国知事会の麻生会長に対し、中小企業連携組織対策事業を含む小規模企業等活性化事業が地方自治体によって確実に実施されるよう書簡により要請し、これを受けて麻生会長より各都道府県知事に宛てて、同事業についての特段の配慮を求める書面が発出されている。

しかしながら、都道府県における対応は、平成19年度の中小企業連携組織対策事業に対する予算措置状況を見ると、国が関与していた平成17年当時の事業費と比較すると13.2%減となるなど、必ずしも前述のような経緯を踏まえたものとなっておらず極めて遺憾な状況となっている。

本年4月から施行された改正組合法・団体法成立の際に付された衆参両院の経済産業委員会の附帯決議は、次の諸点について適切な措置を講じるべきであることが求められた。

- ① 改正組合法等の周知徹底の支援のための相談体制等の強化。
- ② 中小企業組合の活動の一層の活性化に資するための組合運営に関する知識・経験の豊富な人材の育成や組合組織の活用事例等の情報提供に対する積極的な取組み。
- ③ 中小企業組合が創業及び新連携等の受け皿として今後も活用されるためのさらなる環境整備。
- ④ 昨今の社会経済情勢の変化に適確に対応するための今後の中小企業組合制度の在り方についてのさらなる検討。

この附帯決議の趣旨を踏まえ、中小企業が事業協同組合等の連携組織に経営資源を結集して個々の中小企業の経営革新や産学官連携、創業の促進を全面的に支援する「中小企業連携組織対策」について、国・地方公共団体とも、中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化することが必要である。

また、同対策の実施を担う連携組織に対する専門の支援機関である中小企業団体中央会の機能強化に万全を期することが必要である。

2. 中小企業組合制度のさらなる改善

(1) 創業・再チャレンジ組織である企業組合に対する積極的支援

創業対策と雇用対策が一体化された「創業・再チャレンジ」のための政策の推進に当たっては、一握りのオンリーワン企業やベンチャー企業の育成に向けた環境整備だけでなく、高年齢失業者、フリーター、ニート、倒産・廃業した経営者が再チャレンジしやすい環境を整備していくことが重要である。

中小企業組合の一つである「企業組合」は、創業・再チャレンジ組織として有効に機能を発揮し得る組織であり、個人が資本と労働を持ち寄り、就業の場を創造し、持てる力と意欲を発揮して、事業を開始・継続していく組織である。企業組合を活用した創業・再チャレンジを飛躍的に増加させるための環境の整備が必要である。

もとより、企業組合制度をさらに広く普及していくことは、中央会が積極的に推進すべき責務であるが、企業組合を活用した創業・再チャレンジを飛躍的に増加させるとともに、地域・中小企業の活性化をはじめ、中小企業の底上げを図るに際して、事業協同組合をはじめとする各種の中小企業組合が貢献できるよう環境を整備することが是非とも必要である。

(2) 中小企業組合制度の改善

上記附帯決議の趣旨を踏まえ、以下の制度改善項目をはじめとする改善の検討を早急に開始する必要がある。

① NPO法（「特定非営利活動促進法」）では、NPO法人の認証基準として、暴力団及び暴力団又はその構成員の統制の下にある団体に該当するときは不認証の決定をすることとしており（同法12条1項3号）、さらに、役員の下格事由として、暴力団対策法（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」）違反者、「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯した者及び暴力団の構成員等については、役員となることができないこととされている（同法20条4号、5号）。

中小企業組合においても、制度の信頼性を高めるため「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」を改正し、設立の認可の基準並びに役員の下格要件として、同様の考え方を導入するべきである。

② 異業種組合の設立認可行政庁を都道府県知事又は経済産業大臣に一元化するべきである。

2. 中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充

中小企業の経営の効率化と生産性の向上を図るための有効な手段であるIT化を一層進展させるため、中小企業に対する情報化相談・支援、中小企業の情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等基盤整備への支援を拡充するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する支援策の創設、拡充を図ること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業に対する情報化相談・支援、中小企業の情報システム担当者の育成支援等の支援事業を拡充するとともに、組合等が行う情報ネットワークシステムの構築やASP、SaaS型による業務用アプリケーションの企画・開発、提供などについての支援を拡充すること。
2. 中小企業の取引コストの削減や生産性を高めるために有効な方策である電子商取引を拡大するため、標準化・共通化されたEDIシステムの方式を国が指定して推進するとともに、それを利用したシステムの構築を行う中小企業に対する支援策を創設すること。
3. 個人情報を保護するため、組合等による業種・業態に応じた講習会の実施など、中小企業における個人情報保護の普及・対応の促進や情報セキュリティに対する支援を強化すること。

【背景・理由】

1. 情報化相談、情報担当者育成と情報ネットワークシステム構築等への支援の拡充

政府の「IT新改革戦略」では、2010年までに企業経営をITによって最適化する企業の割合を大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準に引き上げることが目標に掲げられており、特にIT投資が低迷している中小企業とサービス業のIT活用を促進する必要性が強調されている。

中小企業のIT活用が進まないのは、IT活用に関する知識や取組み意識と情報化を担う人材の不足、導入・維持のコスト高、投資対効果が不明確であることなどが要因となっている。中小企業のIT活用を促進し、付加価値の向上とコスト低減を図っていくためには、情報化相談の充実や研修などの人材育成とともに、中小企業が組合等で共同で行う情報ネットワークシステムの構築、業務用アプリ

ケーションの企画・開発など負担とリスク軽減のための支援を拡充することが必要である。

特に、業務用アプリケーションの開発に当たっては、安価で使い勝手のよいWebベースでのソフトウェアの供給促進（ASP・SaaS型サービス）等を進めていくことが効果的であり、システム構築に当たってASP・SaaS型のシステム開発を行う場合には、追加的な支援を行うことが必要である。

2. 電子商取引を拡大するための標準化・共通化されたEDIシステムの指定と支援

電子商取引は、企業や業種・業界を超えた情報共有により、取引コストの削減や生産性向上に大きく寄与するものであり、IT新改革戦略でも業種横断的なIT活用のための共通基盤整備の促進を企業経営のITによる最適化の方策としてあげている。

現在進められている電子商取引の仕様等は、特に製造業においては、企業・業界ごとに異なっており、中小企業が異なった業界の企業や多数の受発注先企業と取引を行う場合、それぞれに異なったEDIシステムを導入するか、受注した情報を自社の生産管理システムに手作業で入力し直す必要がある。このことが中小企業において電子商取引が進まない要因の1つになっている。

人的、資金的に余裕のない中小企業に電子商取引を普及させるためには、FAXと同程度に使いやすい簡便、安価なEDIモデルを構築するとともに、業界や企業の壁を越えて活用できるものとする必要がある。このため、企業や業種の壁を越えた横断的な共通基盤として、標準化・共通化されたEDIシステムを国が指定するとともに、それを利用したEDIシステムの構築を行う中小企業に対する支援策を創設する必要がある。

3. 個人情報保護への対応と情報セキュリティに対する支援

個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）が平成17年4月に完全施行されてから2年以上が経過し、個人情報保護に対する国民の意識は高まっている。しかし、法制度の具体的内容の周知の遅れや理解不足から、一部に必要な情報提供の拒否などの過剰反応が見られるとともに、中小零細企業では対応に迷う者も多い。また、個人情報保護に真摯に取り組もうとする中小企業にとって、情報管理コストは人的・資金的に大きな負担となっている。

このため、法制度の具体的内容や安全管理措置の具体例などについて、組合等の業界団体の研修や講演会を通じ、中小零細企業への一層の周知・浸透を図っていくことが必要である。また、法施行後3年を目途に予定されている制度の見直しに当たっては、業種や業態、規模等を十分勘案するとともに、中小企業の実情

を踏まえた適正なガイドラインの策定とその公開など、中小企業にとって過大な負担とならず、対応の方法も分かりやすい制度とする必要がある。

さらに、個人情報保護のために情報セキュリティの強化に取り組む中小企業に対しては、従業員のリテラシー向上、人材育成、ノウハウの移転とともに、セキュリティシステム開発費用に対する金融・税制等の助成など、情報管理の適正化とコストの低減のための支援措置を講じる必要がある。

3. 中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業全体の底上げが不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。また、産業別最低賃金は早急に廃止すること。

外国人研修・技能実習制度の見直しに当たっては、運用の適正化を図りつつ、現行の研修・実習制度の枠組みを維持・充実すること。

学校教育において、中小企業とふれあう実践教育を一層強力に推進すること。

中小企業の人材育成と人材確保への支援を強化するとともに、ジョブカード制度を推進すること。

障害者の雇用について、中小企業が受け入れやすい環境整備を早急に行うこと。

労働時間規制の適用除外制度（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）の導入など積み残された労働基準法制の見直しを行うこと。

中小企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。

雇用保険二事業関係の助成金制度について、要件の設定・緩和や手続きの簡素化など、活用面の見直しを行うこと。

【具体的な要望事項】

1. 最低賃金制度の見直し

(1) 最低賃金については、はじめに引上げありきではなく、生産性の向上や取引環境の改善により、中小企業全体の底上げを実現し、支払能力を高めることが先決であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。

(2) 産業別最低賃金を早急に廃止すること。

2. 外国人研修・技能実習制度の見直し

(1) 制度の周知徹底や、ブローカー等による悪用防止策を講じるなど、運用の適正化を図りつつ、現行の研修制度・技能実習制度の枠組みを維持するとともに、高度技能実習制度（再技能実習制度）の導入など、更なる制度の充実を図ること。

(2) J I T C Oの指導強化や、事業協同組合等による制度の適正実施のための取組み強化に対し、強力な支援措置を講じること。

3. 中小企業とふれあう実践教育の推進

小中高大の各学校段階において、「インターンシップ」や「日本版デュアル

システム」などをさらに充実させ、中小企業とふれあう実践的なキャリア教育を一層強力に推進すること。

4. 中小企業の人材育成・人材確保への支援

(1) 「日本版デュアルシステム」や「実践型人材養成システム」の全国的な普及事業を強力に展開するとともに、産業・雇用・教育に係る政策連携の推進や、企業と教育機関等の連携強化への支援等を強力に行い、全国への定着を図ること。

また、中小企業の受入れを促進するため、受入企業に対する助成金等の負担軽減策の充実や、制度の導入に向けて共同の取組みを行う事業協同組合等に対する支援を強力に行うこと。

(2) 「ジョブカード制度」を推進し、我が国への普及・定着を図ること。その推進に当たっては、中小企業が受け入れやすく、活用できる柔軟な制度とすること。

(3) 中小企業の従業員や後継者の能力開発を体系的に支援するとともに、中小企業の技術・技能継承のための取組みを強力に支援すること。

(4) 若年失業者やフリーター、ニートの総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。

5. 障害者雇用の促進

障害者の雇用について、中小企業が受け入れやすい環境整備を早急に行うこと。また、雇用率未達成の中小企業への障害者雇用納付金制度の適用については、障害者雇用の阻害要因となりかねないので、慎重に検討すること。さらに、事業協同組合等の活用により、中小企業が共同で障害者を雇用する仕組みについて検討すること。

6. 労働基準法制の見直し

(1) 時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。

(2) 自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、労働時間規制の適用除外制度（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）を導入すること。その際は、中小企業においても活用できる現実的な制度とすること。

(3) 「企画業務型裁量労働制」についても、業務運用の弾力化や手続の簡素化、対象業務の拡大等を行い、中小企業においても有効に機能する制度に改善すること。

(4) 中小企業も活用できる解雇の金銭解決制度を導入すること。

7. ワーク・ライフ・バランスの推進と次世代育成支援対策の強化

中小企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や、次世代育成支援を促進するため、企業の子育て支援や働き方の見直しへの取組みを

支援する各種助成金の整備・拡充や税制、金融面での優遇制度の創設のほか、「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能の強化、さらに、事業協同組合等の活用による共同の取組みに対する支援制度の創設など、総合的な支援施策を講じること。

8. 雇用保険二事業の見直し

雇用保険二事業については、引き続き、徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出削減を進めること。また、助成金制度については、中小企業への制度の浸透を図るとともに、要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの見直しを早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること。

9. 特定退職金共済の法的整備

適格退職年金の移換先として特定退職金共済を認め、早急に法的整備を図ること。

10. パートタイム労働者の非課税限度額等の大幅引上げ

パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額を大幅に引き上げること。また同時に、社会保険の適用年収基準も引き上げること。

【背景・理由】

1. 最低賃金制度の見直し

(1) 成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針が年内を目途にとりまとめられることとされているが、はじめに最低賃金の大幅引上げありきの議論になっている。

しかし、中小企業は、激しい競争や厳しい取引環境に加え、最近では、原油・原材料高による収益状況の悪化により景気の停滞感や先行き不安感が強まる等、依然厳しい経営状態から抜け出せずにおり、さらに、地域・業種・規模間にばらつきがみられる現状にある。

このような状況において、中小企業が最低賃金の大幅な引上げに対応することは極めて困難であり、最低賃金の引上げを考える場合には、まず生産性の向上を図り、中小企業全体の底上げを実現することが不可欠である。

中小企業の底上げなしに、企業の支払能力を無視した無理な最低賃金の引上げが行われれば、中小零細企業は、事業経営が圧迫され、企業の存続が危うくなり、倒産・廃業が多発し、全体の7割を占める雇用の不安定化を招くことになりかねない。

したがって、最低賃金の引上げは、中小企業に与える影響が極めて大きいことから拙速に行うべきではなく、あくまで、中小企業全体の底上げ、生産性の

向上の結果としてそれを反映してのものであるべきである。

また、最低賃金を一律1,000円に引き上げるべきとの議論があるが、非現実的であり、中小企業としては、とても受け入れることはできない。

- (2) 産業別最低賃金は、地域別最低賃金が47都道府県において定められ、賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たしている今日、これに屋上屋を架するものであり、早急に廃止すべきである。

2. 外国人研修・技能実習制度の見直し

- (1) 外国人研修・技能実習制度については、近年の研修生・実習生の大幅な増加に伴い、入国管理法違反や労働関係法令違反等の不適正事例の増加、送出し国や国内の受入れ企業からの制度充実のニーズ等に対応するため、現在、政府・与党において、運用の適正化と制度自体の見直しの検討が行われているが、中には、制度の廃止論も出てきている。

しかし、外国人研修・技能実習制度は、国際的な人材育成の制度として我が国の国際協力・貢献の重要な一翼を担うものであり、受入れ企業にとっても、経営のグローバル化、外国企業との関係強化等に役立つものとなっている。すでに、研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えるなど、我が国及び開発途上国において今や欠かせない制度となっている。また、中小企業においては、企業単独での研修生・実習生の受入れは困難であり、事業協同組合等を第1次受入機関とする団体監理型は、中小企業における研修生・実習生の受入れに多大な貢献をしている。

このため、受入れ団体・企業への制度に関する周知徹底やブローカー等による事業協同組合等の悪用防止策を講じるなど、運用の適正化を図りつつ、現行の研修制度・技能実習制度の枠組みを維持する（経済産業省案）とともに、高度技能実習制度（再技能実習制度）の導入など、さらなる制度の充実を図ることが必要である。

- (2) 運用の適正化のためには、JITCO（財団法人国際研修協力機構）による指導強化や、事業協同組合等の受入れ団体・企業の適正実施のための取組み強化が重要であり、これらに対する強力な支援措置が必要である。

3. 中小企業とふれあう実践教育の推進

若者の雇用、自立、人間力強化が社会的課題となっている中で、若年者の職業観や勤労観を育てる「キャリア教育」の重要性が高まっている。

このキャリア教育においては、我が国産業の基盤を支え、若年者の就業の主たる受け皿としての役割を果たしている中小企業に対する理解を深めることや創業・起業意欲を高めることにより、働くことの大切さや自己実現の素晴らしさを知ら

せるとともに、地域中小企業が求める人材の育成を行うことが極めて重要である。

最近、小中高大の各教育段階において、こうした中小企業に関する教育を充実強化する動きが徐々に出てきているが、今後さらに、「職場見学」、「インターンシップ」、「日本版デュアルシステム」等を通じて、中小企業と出会い、ふれあう実践的なキャリア教育を一層強力に推進する必要がある。

4. 中小企業の人材育成・人材確保への支援

- (1) 日本版デュアルシステム（企業での実習と教育機関での座学を同時並行的に組み合わせて実施することにより若者を一人前の職業人に育て上げようとする実践的な人材育成システムで、教育機関が主体となって行うもの）及びこれをさらに発展させた、企業が主体となって実施する「実践型人材養成システム」は、若年者の実践的な能力開発の有効な方法として、また、中小企業の人材育成・確保策として、さらに、次世代への技術・技能の継承に役立つものとして、我が国への定着が期待される。

しかし、現状においては、制度の周知、産業・雇用・教育に係る各政策機関の連携や、企業と教育機関等の連携強化への支援、受入れ中小企業や共同の取り組みを行う事業協同組合等への支援など、我が国、とりわけ、中小企業への定着を促進するための環境整備はまだ不十分な状況にあり、今後、このための施策を早急に実行することが極めて重要である。

- (2) 政府の成長力底上げ戦略の一環として設置された「ジョブ・カード構想委員会」が、「ジョブ・カード制度」の創設を打ち出した。この制度は、日本版デュアルシステムや実践型人材養成システム等を内容とする能力開発プログラムの修了者に、職業能力・キャリア形成に関する経歴等を記載した職業能力証明書を交付するもので、平成20年度から実施される予定となっており、上記(1)の実践的な職業訓練等の実施と相俟って、中小企業における若年者等の人材の確保や技術・技能の継承に役立つことが期待される。

このため、制度の実施に当たっては、中小企業が受け入れやすく、活用できる柔軟な制度とすることが必要である。

- (3) 中小企業の従業員や後継者のキャリア形成を体系的に支援するための教育訓練を整備・充実するなど、中小企業の在職者に対する人材育成支援を強化することが必要である。

また、我が国の産業基盤を支える中小企業のものづくり現場では、団塊世代の大量退職などを契機に、次代を担う若者への技術・技能の継承に危機感を強めており、これら「現場力」の強化や技術・技能の継承に対する強力な支援が必要である。

(4) 社会問題化している若年失業者や年長フリーター、ニートなどのキャリア形成を支援し、その就業を促進するため、日本版デュアルシステムや実践型人材養成システムの活用促進をはじめ、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）やトライアル雇用、紹介予定派遣制度等の拡充、さらに、企業組合等を活用した創業・起業への支援策の拡充など、総合的な若年者就業対策を一層強力に推進する必要がある。

一方、中小企業においては、景気の拡大等を背景とした大企業の採用意欲の拡大等により、若年者の採用・確保が困難化しており、深刻な問題になりつつある。このため、中小企業労働力確保法等による中小企業の若年者の採用・確保への支援を強化することが必要である。

5. 中小企業における障害者雇用の促進への支援

中小企業における障害者雇用は、長期にわたる不況の影響等を背景に、最近10年間減少傾向にあり、中小企業への障害者雇用の要請が高まっている。

しかし、実際には、中小企業の側からは、障害者の採用や定着に関する情報やノウハウが十分でないなど、障害者に関する雇用環境の未整備が雇用の阻害要因となっているとの指摘が多い。

このため、中小企業における障害者の雇用の促進を図るためには、中小企業が受け入れやすい環境の整備を早急に行う必要がある。また、今後検討が予定されている雇用率未達成の中小企業への障害者雇用納付金制度の適用については、かえって、障害者雇用の阻害要因となりかねないので、慎重に検討することが必要である。さらに、事業協同組合等の活用により、中小企業が共同で障害者を雇用することが有効であると考えられることから、こうした仕組みについて検討することが必要である。

6. 労働基準法制の見直し

(1) 時間外労働を抑制するため、一定の時間数を超えて時間外労働をさせた場合の割増賃金の割増率の引上げ（中小企業には猶予措置）を内容とした労働基準法改正案が先の通常国会に提出され、継続審議となっているが、さらにこれを強化する方向で、割増賃金の大幅引上げを行うべきとの議論もある。

しかし、時間外労働の抑制策としての割増賃金の割増率の引上げは、画一的な労働時間規制を企業に強制するものであり、厳しい競争環境の中で、常態化している取引先の突発的な短納期発注等に対して、限られた人員で対応せざるを得ない中小企業にとっては、大きなコスト負担増となり、事業経営が圧迫されその存続自体が危うくなる。よって、中小企業に対しての割増賃金の一律引上げは認められない。

(2) 近年、成果等が労働時間の長短に比例しない性格の業務を行う労働者が増加する中で、仕事を通じた自己実現や能力発揮ができるよう、緩やかな管理の下、自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、自らの能力を発揮できるようにするため、労働時間にとらわれない働き方を可能とする制度、すなわち労働時間規制の適用除外制度（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）を導入すべきである。先の厚生労働省の労働政策審議会で制度の改正が答申されたにもかかわらず、現在、継続審議となっている労働基準法改正案から除外された経緯がある。

制度化に当たっては、一律的に年収要件や導入要件を課するのではなく、大企業との格差や中小企業の経営的特徴等を踏まえ、企業規模等を考慮したものとするなど、中小企業においても活用できる現実的な制度とすべきである。

(3) 裁量労働制（みなし労働時間制）、とりわけ、導入が進んでいない「企画業務型裁量労働制」（企画、立案、調査、分析業務を行う者が対象）についても、先の厚生労働省の労働政策審議会で制度の改正が答申されたにもかかわらず、現在、継続審議となっている労働基準法改正案から除外された経緯があり、いまだ働き方の多様化や中小企業の実態を踏まえた制度とはなっていない。

このため、従業員が多能工化や業務のマルチ化等に対応する業務運用の弾力化や手続の簡素化を行うとともに、営業業務等の対象業務の拡大等を行い、中小企業においても多様な働き方の選択肢の1つとして有効に機能する制度に改善する必要がある。

(4) 解雇をめぐる紛争の際における金銭解決制度については、紛争の早期解決や紛争解決の選択肢を広げる観点から導入すべきである。

制度化に当たっては、中小企業の実態を十分踏まえ、中小企業も活用できる制度とすべきであり、特に、使用者が支払う金銭の額については、中小企業の支払能力に配慮し、過大な負担を強いるものとならないようにすべきである。

7. ワーク・ライフ・バランスの促進と次世代育成支援対策の強化

我が国企業が、急速に進行しつつある少子化と高齢化に対応し、人材の確保を図るためには、従業員1人ひとりが仕事のやりがい、生きがいを実感できるような個々の生活ニーズに即した働き方を推進することが重要になっている。

このような新しい働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）や次世代育成支援の実践の必要性が高まっており、中小企業においてもその促進が求められている。

このため、ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援に積極的に取り組む中小企業に対して、子育て支援や働き方の見直しへの取組みを支援する各種助成金の整備・拡充のほか、税制面での優遇措置、低利融資制度等を創設し、その取組

みを促進する必要がある。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき中央会等が設置している「次世代育成支援対策推進センター」（全国94カ所、うち中央会が37カ所）を地域の拠点として積極的に活用することが有効であり、同センターの支援機能を強化する施策を講じるべきである。

さらに、個々の中小企業では困難な事業所内託児所・保育所の設置・運営など、事業協同組合等を活用した共同の取組みを支援する施策を講じる必要がある。

8. 雇用保険二事業の見直し

雇用保険二事業（雇用安定事業、能力開発事業。事業主が保険料を全額負担）については、雇用福祉事業の廃止などそのあり方についての見直しが行われたが、今後も引き続き、徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出の削減を進めるべきである。

また、各種助成金制度については、中小企業への制度の浸透がいまだ不十分であり、また、手続面での煩雑さ等、活用面での改善もなされておらず、中小企業にとっては極めて活用しづらい制度となっている。このため、中小企業への一層の周知を図るとともに、中小企業の実態やニーズを踏まえた要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの見直しを早急に行う必要がある。

9. 特定退職金共済の法的整備

適格退職年金が平成24年3月末に廃止されるが、特定退職金共済はその移換対象となっていない。このため、年金資産の非課税での移換や年金受給者に対する受給権を担保する仕組みを法律上で明確に位置付けるなど、早急に要件や手続などの法的整備を図る必要がある。

10. パートタイム労働者の非課税限度額等の大幅引上げ

就労形態が多様化し、パートタイム労働者が増加する中で、現行の所得税・住民税の非課税限度額（所得税103万円、住民税100万円）や社会保険の適用年収基準（130万円）は、水準が余りにも低すぎ、パートタイム労働者の多くが自ら「就業調整」をせざるを得ない原因となっており、中小企業の現場においては、繁忙期の人員確保が困難となるなど、就労や経営上の阻害要因となっている。労働力人口の減少が進みつつある今日、労働力確保のためにも、これら非課税限度額等の大幅な引上げを行うことにより、こうした不自然な状況を是正することが肝要である。

Ⅱ．公正な競争環境の整備

1. 不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保

中小企業者の経営努力を無にする不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示等の行為に対し、迅速かつ厳正に対処するとともに、実効性を確保する一層効果的な措置を講じること。

【具体的な要望事項】

1. 不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や不当表示、過大な景品提供等の独占禁止法及び景品表示法等の違反行為に対して、厳正かつ迅速な対処を行うこと。
2. 不公正な取引方法を課徴金の対象とするとともに、差し止め請求について事業者団体訴訟制度を導入するなど、禁止規定の実効性を確保するための措置を講じること。

【背景・理由】

1. 不当廉売・優越的地位の濫用等への迅速かつ厳正な対処

公正取引委員会の不当廉売への注意件数は、17年度の607件から18年度には1,031件に増加し、「酒類」や「石油」などの業種を中心として依然として高い水準にある。激化する低価格競争の中で、差別対価に基づく不当廉売が引き起こされる危険性は増加している。酒類、石油、家電については不当廉売、差別対価等のガイドラインが設けられており、これらガイドラインに沿った適切かつ迅速な対処が必要である。

また、景品表示法の事件処理件数は、表示事件の注意を中心に事件処理件数は増加しており、放置しておくとも一層重大な違反行為に発展しかねない。一層、迅速かつ厳格な対処が必要である。

優越的地位の濫用については、公正取引委員会の調査においても、低価格販売を志向する業態の大規模小売業（ホームセンター、ドラッグストア、食品スーパー、ディスカウントストア、専門量販店、総合スーパーなど）を中心に、依然として不当な行為が行われている。①根拠の曖昧な協賛金や過大なセンターフィなどの不経済上の利益の提供要請、②売り場の改装や汚損した商品、在庫調整を目的とした返品、③不十分な費用や一方的で条件を逸脱した従事などを伴う従業員派遣要請をはじめとして、納入中小企業にとって理不尽な要求が行われており、引き続き、厳正な対処が必要である。

2. 不公正な取引方法禁止規定の実効性の確保

独占禁止法における違反抑止制度の在り方等について検討を行っていた内閣官房長官の「独占禁止法基本問題懇談会」の報告書では、不公正な取引方法を課徴金の対象とすることについて、「不相当とする立場」と「相当とする立場」の両論が併記されている。不相当とする立場では、不公正な取引方法が「公正な競争を阻害するおそれ」を要件とする予防的規制であること、現行の課徴金制度との整合性など法体系の面からの理由があげられているが、法体系の整合性の議論にとどまるのではなく、「不公正な取引方法が行われるだけで市場における競争上の弊害が実際に生じ」、被害を受けている中小企業がいるという現実に向けた議論をもとに、実効性のある措置を講じることが必要である。

公正取引委員会の「団体訴訟制度に関する研究会」の報告書では、消費者団体訴訟制度の導入については積極的に評価しながら、事業者団体訴訟制度については「早急に導入する必要があるとまではいえない」とし、過去に団体又は会員が独占禁止法違反行為による勧告又は警告を受けている事業者団体が一定割合存在することを理由に、団体訴訟制度の担い手として未成熟であることを理由の一部にあげている。しかし、訴訟の経済的・時間的負担が私人が個人で訴訟を提起することの障害となっていることは、消費者も中小企業も同様であり、中小企業においても事業者団体訴訟制度の導入を図るべきである。

2. 下請取引の適正化の推進

下請取引の適正化を図るため、親（元請）事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りを強化するとともに、下請事業者の適正な収益を確保するなど、ルールある取引環境づくりを推進すること。

【具体的な要望事項】

1. 下請代金支払遅延等防止法や建設業法等の法令に沿って、下請取引の実態を調査・監視し、法令違反行為に対しては迅速・厳正・的確に対処するなど、親（元請）事業者の優越的地位の濫用等、不公正取引に対する取締りを強化すること。
2. 原油・原材料価格高騰下に下請事業者が適正な収益を確保できるよう、取引価格の適正化等の万全な対策を講じるとともに、変容する下請取引環境に下請事業者が対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講じること。
3. 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の対象業種を拡大し、「建設業法令遵守ガイドライン」とともに周知徹底を図ること。

【背景・理由】

1. 下請適正取引の推進

下請適正取引の推進や優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りの強化は下請中小企業にとって極めて重大事であるにもかかわらず、根本的な改善がなされないまま現在に至っている。親（元請）事業者の下請中小企業に対する取引の実態に思い切ったメスを入れるべく、厳しい指導と規制措置の強化など、実効性のある措置を講じることにより、取引環境の整備を図る必要がある。

2. 下請中小企業の経営基盤強化

企業間取引構造の「メッシュ化」の進展など下請分業構造の流動化等の構造的変革により、取引環境が大きく変容する中で、多くの下請中小企業は、原油・原材料価格の高騰による原材料の確保難や親事業者からの極端に低い価格での取引要請等によるコストアップの転嫁難によって多大な負担を強いられ、その経営環境は疲弊し、親事業者との格差がますます広がっている。

現況を打開し、下請中小企業の利益を保護するためには、原材料の適正価格による安定供給や取引価格の適正化等により下請中小企業の適正な収益を確保する

とともに、下請取引環境の変化に対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講じることが重要である。

3. 下請適正取引等の推進のためのガイドライン等の拡充

平成19年6月に、下請適正取引の推進や対等な元請下請関係等の構築等を図るべく、経済産業省が7業種（素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告）を対象とした「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を、国土交通省が「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・公表したが、これらのガイドラインを実効あるものとするため、親（元請）事業者並びに下請事業者に対し、その内容の周知徹底を図るべきである。また、現行の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」では、対象業種が不足しているため、拡大する必要がある。

3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」に基づき、地域中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注をより一層増大すること。

官公需適格組合の受注機会を確保するため、「入札ボンド制」「総合評価方式」の導入に当たっては、与信や実績等は組合員分を合算して行うこと。

原油・原材料等の高騰を踏まえ、適正な積算根拠に基づいた予定価格を設定するとともに、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講じること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合への発注増大と官公需施策の普及徹底

各発注機関は、「平成19年度国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績の確保に努めること。また、中小企業者向け発注目標額の中に官公需適格組合に対する発注目標を設定し、これを実行すること。さらに、官公需施策の普及徹底を図るとともに、地方公共団体に対し国と同様の「契約の方針」を策定するよう要請すること。

2. 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

入札ボンド制度について、組合員の与信を合算して官公需適格組合の与信とすること。また、総合評価方式の導入についても組合員の技術力、施工実績等を合算して評価すること。さらに、ライフライン確保等地域社会への貢献実績についても評価し、官公需適格組合の受注機会の確保を図ること。

3. 適正価格による発注

国等の発注においても最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。特に、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講じること。また、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料価格の高騰等に配慮し、中小企業の経営基盤を損なわない適正価格での発注を行うこと。

4. 分離・分割発注の推進、地元中小企業者等の優先活用

各発注機関は、可能な限り分離・分割発注の推進に努めること。また、地域経済活性化のため、地元の中小企業者並びに官公需適格組合を優先的に活用すること。

5. 随意契約制度の活用

各発注機関は、少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的な活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

6. 国等の契約の方針について

国等の契約の方針で定められている中小企業官公需特定品目の見直しを行い、中小企業者の実態に即したものとするとともに、役務については新たに「中小企業官公需特定業種」制度を設けること。また、官公需情報の収集・提供方法を抜本的に見直すとともに、必要な予算措置を講じること。

7. 官公需適格組合制度について

官公需適格組合の受注機会の確保を図るため、以下の項目について改善を図ること。

- (1) 官公需適格組合について、地方公共団体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」を導入し、組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 建設業の官公需適格組合の監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。
- (4) 官公需適格組合証明を有する建設業協業組合の点数について、30%の範囲内でプラス調整を可能とすること。

8. 電子入札の導入について

電子入札等の推進に当たっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。また、電子入札の導入が競争性を過度に助長しないよう配慮すること。

9. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性の確保、地域経済の活性化、地元中小企業者の育成等も踏まえて総合的に受注者を決定する制度の導入を検討すること。

【背景・理由】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合への発注増大と官公需施策の普及徹底

「平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、中小企業者向け契約目標が官公需全体の50.1%と設定された。しかし、中小企業は企業数で99.7%、従業者数では71.0%を占める存在であり、こうした状況にかんがみると発注割合は必ずしも高いものとはなっていない。したがって、各発注機関は、中小企業者向け契約目標額を上回る契約実績を上げ、実質的に中

小企業者の受注の増大に資するよう一層の努力を傾注することが必要である。

また、官製談合等を背景に、各発注機関では競争性の導入が強力に推進され、その結果、指名競争入札や随意契約の割合が大幅に減少し、中小企業者や官公需適格組合の受注が非常に困難なものとなっている。競争性の導入は、過度な低価格入札を招来し、受注企業のみならず下請中小企業の経営体質を脆弱化させる要因となっている。競争性の導入に見合うよう官公需施策の実効性を確保し、中小企業者と官公需適格組合の受注機会の拡大並びに適正な価格での受注を実現していく必要がある。

さらに、平成18年度における官公需適格組合891組合の受注実績は、僅か217億円にとどまり、制度が十分活用されているとは言い難い状況にあることから、中小企業向け発注目標額の中に官公需適格組合に対する目標額を設定し、これを着実に実行していくことが必要である。

「国等の契約の方針」では、地方公共団体においても同様の施策を講じることを要請しているが、独自の契約の方針等を明確にしているケースはいまだ少数であることから、地方公共団体においても国と同様の「契約の方針」を策定し、発注方針や契約目標額を明確化するなど、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の確保を図っていくことが必要である。

また、国はこのことを地方公共団体に対し強力に要請すべきである。

2. 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

各発注機関において、入札ボンド制の導入が進められているが、官公需適格組合の場合、組合員企業より低い評価となっているケースがほとんどで、今後、組合としての入札ができなくなるケースが想定される。入札ボンド制の運用に当たっては、組合員の信用力を合算して評価するよう早急に制度の改善を図ることが必要である。

また、総合評価方式についても、組合員の技術力や施工実績を合算して評価していくことが必要である。さらに、災害時におけるライフライン確保等、地域貢献活動等についても評価に盛り込んでいくことが必要である。

3. 適正価格による発注

物件、役務の調達に関し、国等の場合には最低制限価格制度が設けられていないため、採算割れ価格でも落札できない状況となっており、低入札価格調査制度の運用も厳格とは言い難く、予定価格の65～70%程度でも落札されている状況にある。

国等の機関においても最低制限価格制度を早急に導入するとともに、大企業による低価格入札は下請企業等へのしわ寄せが懸念されることもあるのでこれを不

当販売と捉え、必要な措置を講じていくことが必要である。

また、予定価格そのものが年々低下しており、市場の実態と大きく乖離したものとなっていることから、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料価格の高騰等を十分勘案して行うことが必要である。

4. 分離・分割発注の推進、地元中小企業等への優先発注

中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会を拡大するためには、分離・分割発注の促進が不可欠であるが、各発注機関においては中小企業者の受注機会の増大を目的とした分離・分割発注は極めて少ない状況にある。各発注機関は、極力一括発注による発注規模の大型化を避け、可能な限り適正な分離・分割発注に努めるべきである。加えて、近年は調達効率化を目指して本部一括調達等が進んでいるが、地域中小企業による施工、開発、納入等の方がかえって効率的である場合が少なくない。

また、災害時等におけるライフライン確保等、迅速な対応では地元中小企業や中小企業組合の果たす役割が大きいほか、地元への発注は地域経済の活性化と中小企業経営の安定等にも資することから、地元の中小企業者並びに官公需適格組合に対し優先的に発注していくべきである。

5. 随意契約制度の活用

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の契約案件については随意契約制度が活用できることとなっているほか、国等の物件の買入れについて中小企業組合と契約する場合は、予算決算及び会計令において随意契約によることができることとなっている。

したがって、これらの法令に認められている随意契約制度を積極的に活用して中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の確保に努めるべきである。

6. 国等の契約の方針について

中小企業官公需特定品目については、近年、その見直しが行われておらず、必ずしも中小企業の実態に即したものとなっていないので見直しを進めることが必要である。

また、ビルメンテナンスやデザイン業務等は圧倒的に中小企業性の高い業種であり、こうした業種については新たに「官公需特定業種」制度を設け、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の確保を図っていくことが必要である。

さらに、中小企業者向け官公需情報の収集・提供事業については、情報提供に対する発注機関の非協力、予算不足等による非効率な提供システムに頼らざるを得ない等多くの課題を有している。したがって、官公需情報の収集・提供につい

て抜本的な見直しを行い、中小企業者等の要請に応え得るものへと改善を進めるとともに、必要な予算措置を講じることが必要である。

7. 官公需適格組合制度について

- (1) 官公需適格組合の総合点数算定特例制度は、直接的には国等の機関が対象となっているため、地方公共団体においてはその採用が進んでいない状況にある。地方公共団体においても、国と同様に総合点数の算定特例制度を採用し、官公需適格組合を適正に評価し、受注機会の拡大を図っていくことが必要である。
- (2) 中小建設業組合が官公需を受注する場合、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされているが、一定要件を備えた親子会社やグループ企業においては監理技術者の在籍出向を認めている。監理技術者の直接雇用は、建設業における不良・不適格業者の排除を目的としたものであり、官公需適格組合は共同受注体制が整備されていることを国が証明したものであるにもかかわらず、現状では不良・不適格業者と同様の取扱いとなっている。したがって、官公需適格組合における監理技術者については、組合の直接雇用者に加えて組合員企業からの在籍出向を認めることが必要である。
- (3) 物件並びに役務関係の官公需適格組合証明の有効期間は3年間となっているが、建設業関係は2年間のままで、組合関係者の大きな負担となっている。官公需適格組合については決算関係書類等の中間資料の提出、変更等についての届出が義務付けられており、証明の内容が十分担保される仕組みとなっている。
したがって、建設業関連の官公需適格組合についても証明書の有効期間を3年とすべきである。
- (4) 建設業の協業組合については、等級の格付けに際して概ね15%の範囲内でプラス調整することができることとなっているが、協業化による経営規模の適正化、企業基盤の強化等を推進するため、官公需適格組合証明を有する協業組合については、概ね30%の範囲内でプラス調整が可能とするよう制度の改善を図ることが必要である。

8. 電子入札の導入について

入札等の電子化の推進に当たっては、中小企業者への説明等を十分に行い、受注機会が損なわれることのないよう配慮する必要がある。また、調達システムには、地元中小企業優先基準の設定や低入札価格調査制度との連動により、徒に価格競争が助長されることのないよう手立てを講じることが必要である。

9. 公共調達制度の見直し

公共調達の実施に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保は必要不可欠であり、総合評価制度の導入等が図られているものの、現状の落札の基準は依然価格中心である。このため、競争性の導入と相俟って過度な安値受注が発生し、業界の混乱や経営基盤の弱体化を招いているだけではなく、住民の死亡事故等の発生を引き起こし社会問題にまでなっている。

また、公共調達は地域経済の基盤形成とも深く関連していることから、最終消費者である住民等の利益となる品質・安全性、防災、地域貢献度合い等の観点に加え、地域雇用の創出に繋がる地元企業への配慮等を総合的に勘案して受注者を決定する方式の導入を早急に検討すべきである。

Ⅲ. 持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充

中小企業経営者が経営に専心できるための抜本的な事業承継税制を確立するとともに、事業後継者への円滑な交代のための民法の遺留分制度の改善など事業承継環境を整備すること。

中小企業の経営基盤強化を図るために中小企業関係税制を拡充するとともに、喫緊の課題である企業間格差の是正や中小企業の底上げのための支援組織である中小企業組合に関連する諸税制を拡充すること。

財政再建のための拙速な消費税率の引上げの議論は行わないこと。

【具体的な要望事項】

1. 事業承継税制・法制の確立と環境整備

- (1) 包括的に事業用資産を事業後継者へ承継するため、相続税の非課税措置を柱とする中小企業のための事業承継税制を確立すること。
- (2) 取引相場のない中小会社の株式等に係る評価方法を改善すること。
- (3) 事業後継者への円滑な交代を図るため、事業承継のための相続法制を整備すること。
- (4) 中小企業における後継者教育をサポートするための各種支援策を拡充すること。

2. 適用期限が到来する中小企業関係税制の延長

- ①中小企業投資促進税制（対象設備の拡大、税額控除制度に係る資本金要件の引上げ、特別償却率及び税額控除率の拡大を含む）
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の特例
- ③中小企業技術基盤強化税制（税額控除限度額の引上げ等を含む）
- ④創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付措置
- ⑤中小法人の交際費の損金算入の特例（損金算入限度額の引上げを含む）
- ⑥経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用措置
- ⑦人材投資促進税制（中小企業に配慮した制度の改善を含む）
- ⑧情報基盤強化税制（対象の拡大を含む）

3. 中小企業関係税制の拡充

- (1) 法人税法上等の中小法人の定義の引上げ
- (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げと適用所得範囲の引上げ

(3) 中小個人企業に対する事業主報酬制度の創設

4. 中小企業組合関係税制の拡充

(1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率の引下げ

(2) 火災共済協同組合の地震火災費用見舞金、地震見舞金に対する税制措置の創設等

5. 拙速な消費税率引上げ議論に反対

【背景・理由】

1. 事業承継税制・法制の確立と環境整備

(1) 事業承継税制の確立等

中小企業の事業承継の円滑化に向けた税制上の措置として、現在、特定事業用宅地の減額制度、特定非上場株式の減額制度、相続時精算課税制度があるが、事業後継者が円滑に事業を承継する上ではなお不十分である。

また、事業を引き渡す側の中小企業経営者に対しては株式の分散、事業活動の抑制等、企業存続にとってマイナスといわざるを得ない過度な相続税対策を強いることにより、企業活動そのものの弱体化を招く結果となっている。中小企業における事業承継の円滑化は、企業の継続により地域の技術・技能の継承や雇用の維持をもたらすものであり、非事業者間で行われる相続とは区分した固有の税制措置が必要である。

したがって、中小企業の事業承継のために行われる相続は、非事業者の相続と明確に区分し、企業の事業用資産を包括的に承継し、事業を継続する場合には、相続税を非課税とする等、負担の減免を図る措置を講じる必要がある。この場合、現行の相続時精算課税制度の特例の要件についても併せて見直す必要がある。

取引相場のない中小会社の株式等に係る評価方法については、類似業種比準方式における比準値、斟酌率の妥当性の検証を、純資産価額方式については企業会計、法人税法等との整合性の観点からの見直しを図る必要がある。

(2) 事業承継環境の整備と政策支援

中小企業の事業後継者が実際に企業経営を円滑に承継していくためには、税制面の対応に加え、民法の遺留分制度への円滑な対応が必要不可欠となっている。事業後継者に自社株式を含む事業用資産を生前に一括贈与する場合だけでなく、遺言、死因贈与による場合であっても、他の相続人には民法上、遺留分減殺請求権（兄弟姉妹以外の法定相続人に認められた最低限の保障分を取り戻す権利）を行使することが認められていることから、円滑に事業用資産を引き

継ぐことができない場合がある。

したがって、事業後継者への事業用資産の集中を容易にするための法的措置を整備する必要がある。

また、中小企業において事業承継をスムーズに実現するためには、税制等だけではなく、個々の企業内での計画的な後継者教育の実施が不可欠であることから、中央会等が行う中小企業経営者とその後継者を対象とした研修・セミナーの開催、専門家による相談事業に対する支援、中央会指導員等を対象とした資質向上のための研修に対する支援、事業承継資金に対する融資制度の創設が必要である。

2. 適用期限が到来する中小企業関係税制の延長

租税特別措置法により措置されている中小企業関係税制は、中小企業の事業活動を税制の側面から支援する措置であり、引き続き、措置されるべきである。

したがって、適用期限が到来する中小企業関係税制を延長する必要がある。

また、適用期限未到来の税制措置が途中で縮減・廃止される場合が見られるが、これは延長を行った直近の税制改正主旨に反するものであることから絶対に行われるべきではない。

なお、事業協同組合等の中小企業組合が中小法人の交際費の損金算入の特例を利用する場合、他の租税特別措置法上の税制措置と異なり、出資金1億円以下の中小企業組合に限定されているので、他の措置と同様の取扱いに改める必要がある。

3. 中小企業関係税制の拡充

(1) 法人税法上の中小法人の定義の引上げ

法人税法上の中小法人の定義は資本金等が1億円以下の法人とされ、この中小法人に法人税法及び租税特別措置法等により税制上の支援措置が設けられているものの、中小企業に対する施策の基本方針とその実施のための国及び地方公共団体の責務を定めた中小企業基本法の中小企業の定義とは大きく乖離している。地方税を含めた税制上の措置は個別の中小企業施策には欠くことのできないものであり、多くの中小企業施策には課税の特例が盛り込まれている。したがって、税制上の措置を我が国の430万中小企業が等しく受けることができるようにするために、中小法人の資本金定義の引上げを行う必要がある。

なお、昨今、市町村等の地方公共団体において、廃棄物税等の環境関連の新税が課税される傾向があるが、さらに、この新税の創設に代えて、法人住民税の超過課税が見られ、法人の実効税率が上昇していることから、法人税額計算において法人住民税の損金算入を認める必要がある。

(2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げと適用所得範囲の引上げ

中小企業の事業展開の促進と底上げを支援する観点から、中小法人に対する法人税の軽減税率（22%）の引下げとその適用所得範囲（800万以下部分）の引上げを行う必要がある。

(3) 中小個人企業に対する事業主報酬制度の創設

中小個人企業と中小法人企業の税制上の格差是正のために、個人企業の経営者の所得に対する勤労性を評価した事業主報酬制度を創設する必要がある。

4. 中小企業組合関係税制の拡充

(1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率の引下げ

事業協同組合等の中小企業組合は中小企業が組織する中小企業支援のための組織である。このため、法人税率は基本税率30%に対して22%の軽減税率が適用されているが、中小企業の底上げを図るためには更に引き下げる必要がある。

企業組合、協業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業の事業の改善・合理化を図るための組織であるにもかかわらず、法人税法上、株式会社等と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合等と同様の軽減税率を適用する必要がある。

なお、地方税である法人道府県民税、市町村民税の均等割においては、会社と中小企業組合との区分がなく、出資金を外形基準として課税されているので、中小企業組合については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用することにより軽減する必要がある。

(2) 火災共済協同組合の地震火災費用見舞金、地震見舞金に対する税制措置の創設等

損害保険料控除制度が廃止され地震保険料控除制度が創設されたが、地震に対する補償は地震保険に限らず、地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とする必要がある。また、異常災害に対して火災共済協同組合が適切に対処するために、損金算入が認められている異常危険準備金の積立率、10年洗替保証限度率の引上げ、改善が必要である。

5. 拙速な消費税率引上げの議論に反対

財政再建のための税制の抜本的改革の是非は、拡大の一途を辿る中小企業と大企業の格差是正とあまねく中小企業の底上げ実現後に税収の動向を精査しつつ判断すべきである。とりわけ、消費税率引上げの議論は中小企業が景気回復感を実感できない現段階では、消費減退を誘発することにより景気後退を招くこととなるので行うこと自体に反対する。

2. 中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融の維持・強化、担保や保証に依存しない融資慣行の確立に向けての取組み、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に極めて大きな役割を發揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講じること。

【具体的な要望事項】

1. 平成20年10月以降民営化される商工中金及び統合後の日本政策金融公庫については、その役割・機能が引き続き十分發揮されるような措置を講じること。特に、商工中金の新体制への移行に際しては、既存の利用者や民間出資者の利益が侵害されたり、新たなコスト負担が生じることがないように、必要な措置を確実に講じること。
2. 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の確立に向けての取組みを強化すること。また、信用補完制度における責任共有制度（部分保証等）の導入に当たっては、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが再燃することのないよう、小規模企業や創業・再生等に取り組む中小企業などに配慮するなど、万全の措置を講じること。
3. 独立行政法人の融資業務として見直しが行われた高度化事業（高度化資金貸付制度）については、環境変化に対応した適切な運営の改善を行うこと。
また、中小企業倒産防止共済制度については、中小零細事業者の利便性向上のため、制度の充実を図ること。
4. ゆうちょ銀行の業務のあり方については、地域経済や金融において混乱をきたさないよう、信用組合をはじめとする民間金融機関との公平な競争条件を確保する観点から、以下の措置を講じること。
 - (1) 信用組合等民間金融機関と公平な競争条件を確保するため、ゆうちょ銀行と郵便事業会社等との間の顧客情報を遮断すること。
 - (2) 完全民営化移行期間中の預入限度の引上げや撤廃は行わないこと。
 - (3) 完全民営化移行期間中の事業性貸出業務への新規進出は行わないこと。

【背景・理由】

1. 政策金融改革における中小企業金融機能の強化

商工中金、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫は本年5月に法案が成立し、商工中金については民営化され、中小企業金融公庫と国民生活金融公庫は他の政府系金融機関と統合される（統合後の名称は日本政策金融公庫）。

商工中金については、国会の「附帯決議」において、①中小企業の資金ニーズに十分対応し得るよう配慮すること、②中小企業向け金融機能を維持できるよう政府出資のかなりの金額を特別準備金とし既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意すること、③政府保有株式の処分については、財務基盤が維持される形で慎重にすすめること、④危機対応については、中小企業者が危機時に、機動的かつ円滑に資金供給を受けられるよう、必要十分な財政措置その他所要の体制を整備すること、などが明記された。また、日本政策金融公庫も「附帯決議」が付され、①中小企業者及び農林水産業者の資金需要に、質量ともに的確に応えるものであること、②生活衛生関係業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう十分配慮すること、③一般貸付の廃止に際しては、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること、④数値目標については、情勢の変化等を十分踏まえ慎重に行うこと、などが明記された。

今後の民営化移行に係る検討に際しては、上記「附帯決議」の内容を十分尊重し、今後においても、従前以上の金融機能が十分発揮できるよう、また、中小企業の資金繰りに支障をきたすことがないよう必要な措置を十分講じることが必要である。

2. 不動産担保や人的保証に依存しない融資慣行の確立

金融庁及び中小企業庁において、過度に不動産担保や人的保証に依存しない融資慣行の確立が懸念され、スコアリングモデル（信用格付）や債権譲渡担保融資等の手法による融資が推進されてきたが、新しい融資スキームであるABL（営業性資産担保）などはいまだ普及をみていないことから、これらをさらに強力に推進していくことが必要であり、中小企業にとって、営業性資産の担保機能は有効性も高く、新保証制度の調達の多様化と同様、積極的に普及すべき制度である。

「金融制度」の充実に関しては、「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」の成立を受け、本年8月より、新保証制度（ABL保証等）が本格スタートしたが、これを積極的に推進する必要がある。

また、本年10月より信用保証協会と金融機関の責任共有制度（「部分保証形式」と「負担金方式」）がスタートしたが、金融機関が一部リスクを負担することで、無用の貸し渋りや貸し剥がしが発生することのないよう、小規模企業や創

業・再生等に取り組む中小企業などに配慮するなど、制度運用に当たって十分な配慮を行う必要がある。

3. 高度化事業及び中小企業倒産防止共済制度の制度内容の充実

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化事業（高度化資金貸付制度）については、これまで高度化事業が中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に寄与してきた役割の重要性を踏まえ、制度を維持・発展させる必要がある。

その際、金利負担の軽減や借換え制度の創設、各種要件の緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うことが必要である。

また、中小企業のセーフティネット制度である中小企業倒産防止共済制度については、貸付限度額の引上げ（掛金倍率の引上げを含む）等、制度の拡充を図るとともに、償還期間の弾力化や貸付手続の簡素化・短縮化を行い、制度内容の利便性向上を図る必要がある。

4. ゆうちょ銀行の業務のあり方について

(1) 顧客情報の遮断

郵政民営化は、郵便貯金・簡易保険という官業が、政府保証等に依存して行ってきた資金仲介により生じた金融市場の歪みの是正が目的であり、民営化推進に当たっては、国民の利便性の向上並びに民間秩序の中への融解が極めて重要である。

このため、信用組合等民間金融機関との公正な競争条件を確保する必要性があり、ゆうちょ銀行と郵便事業会社等との間の顧客情報を遮断することが肝要である。

(2) 預入限度の維持

家計の小口資金を取り扱う現状の郵便貯金は、民営化移行段階で、その資産規模見込が187兆円（総資産規模見込222兆円）とメガバンクを大きく上回ることから、信用組合等の地域金融機関の預金業務にとっては極めて脅威であり、まさに競合関係にある。預入限度の引上げやその撤廃は信用組合等の地域金融機関の資金調達を圧迫し、ひいては地域の中小零細事業者への資金の円滑化に影響を及ぼしかねないことから、預入限度の引上げや撤廃は行うべきではない。

(3) 事業性貸出業務への進出凍結

ゆうちょ銀行への移行に伴い、同行の株式上場を急ぐあまり、早急な業務拡大が行われるならば、新たな問題が生じかねない。特に事業性貸出の新規業務については、中小零細事業者の支援・育成や生活者の生活安定・向上支援を一途に実践し続け、また、地域社会の一員として地域経済の立て直しに努力している信用組合等の地域金融機関の経営に対し大きな影響を及ぼすものであり、結果として、

中小零細事業者の経営や地域経済そのものに大きな混乱をもたらすものであるの
で、移行期間中は行うべきではない。

3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化

「まちづくり」を推進するため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充すること。

また、中心市街地以外の市街地に位置する商店街や共同店舗、個店についても、施策の拡充と新たな支援策の創設を行うこと。

【具体的な要望事項】

1. まちづくり推進のための支援の拡充

- (1) まちづくりを推進するため、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金」など中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充するとともに、「まちづくり交付金」等の積極的活用を図ること。
- (2) まちづくりを地域で一体的に推進するため、地方公共団体はもとより、地権者などの地元関係者、中小小売・サービス業者、地域住民等に対し、まちづくり三法に基づく新しいまちづくりについて普及・周知の徹底を図ること。
- (3) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合等への加入や活動への参加を義務付け、地域交流、商業活動及び社会貢献等への積極的な協力を求める条例の制定を促進すること。

2. 商店街・共同店舗及び個店への支援の拡充と新たな助成制度の創設

- (1) 中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地以外の市街地や商業集積を振興するため、商店街等が行う「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」の一層の拡充を図ること。
- (2) 来街（店）者の増加策、消費者の利便性向上のために商店街や共同店舗等が行う電子マネー、I Cタグに対応した機器の設置、電子看板・広告に係る「ハード事業」、アプリケーションソフトの改良や保守費用を含めた「ソフト事業」に対する助成制度を創設すること。
- (3) 商店街が設置したアーケード等の公共性の高い共同施設の保守・修繕及び解体・撤去費用に対する補助制度を創設すること。
- (4) 商店街等共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額（所得）への非課税措置、公共性の高い共同施設（アーケード等）資金の借入に伴う個人保証の免除等の弾力的運用制度を創設すること。また、公共的施設物（アーケード）に関わる道路占有料は全額免除とすること。

【背景・理由】

1. まちづくり推進のための支援の拡充

本年11月30日には、大規模集客施設に係る立地規制、開発許可の見直しの部分などを含めて改正都市計画法が全面施行され、都市機能の適正立地と中心市街地の振興を柱に、改正まちづくり三法に基づくまちづくりが本格的に始まる。全国各地で、新しいまちづくりが円滑に行われるためには、中心市街地の商業活性化支援の強化とまちづくり交付金等の活用による市町村の積極的な都市機能の再生整備が必要である。

地域のさまざまな主体の参加・協力によるまちづくりを進めるため、中心市街地活性化法に基づいて組織された「中心市街地活性化協議会」は、58の市町村に設立され、その意見を聴いて策定された18市町村の「中心市街地活性化基本計画」が内閣総理大臣から認定を受けている（平成19年8月27日現在）。しかし、その数はまだ少数であり、基本計画の作成主体である市町村はもとより、商業者、地権者、地域住民等に対してまちづくり三法に基づくまちづくりの方向や制度について普及・周知し、地域一体となったまちづくりを促進していく必要がある。

日本ショッピングセンター協会、日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本百貨店協会は、それぞれ「地域貢献ガイドライン」を定めており、会員各社が取り組むべき行動として、地域や地域商業者、商店街等との連携・支援が掲げられている。これらのガイドラインを踏まえ、各地域や商店街において具体的で積極的な協力が行われる必要がある。

2. 商店街・共同店舗及び個店への支援の拡充と新たな助成制度の創設

まちづくりは、中心市街地活性化協議会が設立され基本計画の認定を受けた中心市街地だけが取り組む問題ではなく、中心市街地以外の市街地や商店街・商業集積を振興することが同時に重要である。このため、中心市街地以外の地域の商店街等が行う少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災対応など、地域における商店街の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進する事業に対して支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を拡充することが必要である。

また、情報技術（IT）を活用して商店街等の魅力を向上するため、来街（店）者の増加策あるいは消費者の利便性向上を目的に商店街や共同店舗等が行う電子マネーに対応した機器設置や電子看板・広告に係る「ハード事業」、アプリケーションソフト改良や保守費用等の「ソフト事業」について、助成制度を創設する必要がある。

さらに、市街地の中心となる商店街等の魅力・利便性の向上を目的に、来街者のために商業者の負担で設置する商店街のアーケード等公共性の高い共同施設の

保守・修繕及び解体・撤去費用について補助制度を創設するとともに、商店街等共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額(所得)への非課税措置、公共性の高い共同施設の資金の借入に伴う個人保証の免除等の弾力的運用を行うことなどが必要である。

4. 中小流通業・サービス業振興対策の充実

中小卸売業、中小運輸業について、物流の広域化、品揃えの強化、情報システム化などを図るための総合的な経営革新への取組みに対する支援の充実を図ること。

また、中小サービス業や生活衛生関係サービス業に対する生産性向上のための支援策を創設すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 流通構造が激変する中で、中小流通業の機能強化を図るため、組合等が行う情報システムの構築、IT化促進及び共同事業推進等のための「物流効率化推進事業」等の支援策を拡充すること。
- (2) 卸商業団地の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入替え等ができるよう、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講じること。また、不動産取得税、登録免許税、消費税等について軽減措置を講じること。
- (3) 中小運輸業の健全で安定した経営を可能とするため、原油価格の高騰に対応した燃料に係る税率の見直し、高速道路利用料金の引下げ、環境規制に対応した車輛購入等新たな設備投資に対する助成等の対策を講じること。
- (4) 改正道路交通法に基づく新たな駐車違反の取締りに当たっては、積み下し業務のための駐車スペースを確保し、物流活動に支障が出ないようにすること。

2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の生産性とサービスの質の向上を図るため、サービスプロセスの改善支援、研修制度の充実、金融・税制の整備、サービス業支援体制の強化等を図ること。
- (2) 事業支援サービス、生活支援サービスなど、事業や地域の新たなニーズに応えるサービス業の起業や事業活動に対して、積極的な支援策を講じること。

【背景・理由】

1. 中小流通業対策の強化

中小流通業（中小卸売業、中小運輸業）は、卸売機能に加え、輸配送・荷捌・

仕分・流通加工等の物流サービスを提供するサードパーティ・ロジスティックス（3PL）の拡大、情報技術（IT）を用いた管理技術の高度化、環境規制の強化など、流通構造・環境の激変の中にある。中小流通業がこのような変化に対応し、物流効率化と環境負荷の低減を図って行くためには、情報システムの構築等のIT化促進、共同事業推進のための支援策である「物流効率化推進事業」など、流通業務総合効率化促進法に基づく支援を拡充する必要がある。

中小卸売業の多くは、卸商業団地を形成し、共同で流通業務の効率化を図り、環境負荷の低減に寄与しているものの、経営環境の悪化、組合員の業態変化、さらには倒産・廃業による脱退の増加により、団地の機能維持が難しくなっている。

このため、卸商業団地の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合が一時的に買い取る場合の借入金の支援や税の軽減措置を講じることが必要である。

中小運輸業は、原油価格の高騰による燃料価格の上昇、各種環境規制に対応した設備投資の負担増、荷主の時間指定配送の要請強化など厳しい経営環境にある。このため、原油価格の高騰に対応した燃料に係る税率の見直し、高速道路利用料金の引下げや大口・多頻度割引制度に係る契約単位割引の改善、環境規制に対応した車両購入等新たな設備投資に対する助成等、中小運輸業の支援を強化する必要がある。

改正道路交通法に基づく駐車違反取締り強化に対応し、大手企業では駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機などを行っているが、中小企業では資金的・人的に余裕はなく、同じ対策をとるのは不可能である。このため、取締り地区において、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保することが必要である。

2. 中小サービス業対策の強化

政府が閣議決定した「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれた「成長力加速プログラム」では、サービス革新戦略として「生産性の低いサービス産業改革のため、ITの本格活用への環境整備や規制改革を進める」ことが盛り込まれ、また「中小企業底上げ戦略」の中の中小企業生産性向上プロジェクトの重点業種として対個人・事業所サービス業があげられている。

中小サービス業に対する支援は、中小企業一般に対する支援の一環として行われてはいるが、サービス業の特性を踏まえたものとはなっていない。顧客に対するサービスの質を損なわず生産性を向上するには、目に見えず（無形性）提供と同時に消滅する（同時性）というサービス業の特性を踏まえた支援方策を確立するとともに、支援体制を強化していくことが必要である。

中小サービス業は、国民生活の豊かさの向上に貢献しているほか、製造業等の

アウトソーシング先として産業の競争力強化に貢献し、介護・子育てなどの社会的課題への対応を担い、新ビジネス創出や雇用の受け皿ともなっている。

このため、企業組合やNPO、ワーカーズ・コレクティブなどによる活動も含め、事業や地域の新たなニーズに応えるサービス業の起業や事業活動に対して積極的な支援を行う必要がある。

5. 持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策

国・地方公共団体は、循環型社会への構築に向け、中小企業における環境・リサイクル対策に対する支援を強化すること。また、中小企業の技術・資金面等の負担に対する実情を十分に把握し、環境関連法令の制定・改正を行うとともに、運用においても中小企業が確実に対応できるよう、十分な配慮や支援を行うこと。

原材料の内外価格差の是正・安定供給対策を講じること。

自然災害等の発生による被災中小企業者に対する万全できめ細かな災害復旧・復興支援対策を講じること。

中小企業組合を活用したBCP（緊急時企業存続計画）策定・運用の普及を図るとともに、金融・税制上の特別措置を講じること。

【具体的な要望事項】

1. 環境・リサイクル対策支援、原材料の内外価格差の是正・安定供給対策

(1) 環境・リサイクル対策等に対する支援

中小企業や組合が共同で取り組む廃棄物の削減及び処理のための設備導入や再生利用の技術開発等のシステム構築に対して、助成・融資等、各種支援策を講じること。

(2) 原材料の内外価格差の是正及び原材料の安定供給対策

原材料の内外価格差の是正及び原材料の安定供給対策を行うこと。

また、食に関わる農産物の安全性を確保すべく、安全・安心・良質な原材料を確保すること。

2. 災害復旧・復興支援対策

(1) 自然災害等の発生による災害復旧等のための大規模な補正予算を早期に編成し、執行すること。

(2) 地域経済再建のため、風評被害防止へ万全の対策を期すとともに、中長期的な視野に立ったきめ細かな支援策を講じること。

(3) 国は、被災者の安全確保及び生活支援について以下について積極的に関与すること。

① 交通の寸断で物資が十分に届いていない地域への対応

② 電気、ガス、水道、交通などのライフラインの早期復旧

③ 「被災者生活再建支援法」の支給要件の緩和、一層の弾力的運用等による家屋倒壊などで財産を失った被災者への支援

④ 仮設住宅の整備などへの積極的対応

(4) 国の来年度予算編成に当たっては、地方に任せるだけでなく、国の責任において行うべき事業を明確にして、果敢に実行すること。

3. 中小企業BCP（緊急時企業存続計画）策定支援対策

国及び都道府県は、「災害に強い国・地域づくりの構築」及び「国・地域レベルでの危機管理体制の整備」に早急に取り組むとともに、中小企業が中小企業BCPを効率的に策定・運用できるよう、中小企業組合を有効に活用して普及促進を図るとともに、金融・税制上の特別措置を講じるなど、積極的な支援を行うこと。

【背景・理由】

1. 環境・リサイクル対策支援、原材料の安定供給対策

(1) 廃棄物削減等に対する支援

循環型社会に対応するためには、ライフサイクルの長い製品などの3R（リユース・リデュース・リサイクル）対応製品の開発が求められている。経営資源に乏しい中小企業がこれに対応することは技術的に困難であり、大きな負担となる。したがって、国や地方公共団体等の支援が必要不可欠であり、技術・資金面の支援を一層強化、充実する必要がある。

(2) 原材料の内外価格差の是正及び原材料の安定供給対策

平成18年5月29日から施行された改正食品衛生法により、残留農薬規制が強化され、食の安心・安全が求められている。

昨今、代替エネルギーであるバイオエタノールが注目されているが、その原材料であるトウモロコシ等の生産にシフトする農家が増加しつつあり、大豆等を原材料とする食品加工業者は原材料の確保が難しくなっている。また、食品産業で使用する原材料の海外依存が高まっており、国産品、輸入品に対する安心・安全・良質な原材料の確保対策が重要となっている。原材料の内外価格差の是正及び原材料の安定供給対策を強化する必要がある。

2. 災害復旧・復興対策

近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害等の発生が増加しているが、地域及び中小企業が本格復興するには相当の時間や費用を要することから、①自然災害等の発生による災害復旧等のための大規模な補正予算の早期編成・執行、②地域経済再建のため、風評被害防止への万全な対策、③中長期的な視野に立ったきめ細かな支援、④国の被災者への安全確保及び生活支援についての積極的関与、⑤国の来年度予算編成における国の責任において行うべき事業の明確化・果敢な

実行、等の措置を講じることが必要である。

3. 中小企業組合を活用したBCP策定・運用支援

地震、台風による豪雨等自然災害や重大事故が多発する中、従来の災害対策に加え、災害による事業の縮小や廃業を回避し、緊急時であっても企業を存続させるためには、事前に被災後の復旧対策を検討・計画するBCP（緊急時企業存続計画）を策定・運用することが重要である。その際、中小企業組合（「地域的組合」「同業種組合」等）を活用してこれに取り組むことがより効果的であることから、BCPを策定する中小企業組合・中小企業者に対する支援措置を講じる必要がある。